定　　款

社会福祉法人　　佐賀県共同募金会

社会福祉法人　佐賀県共同募金会定款

第　１　章　　総　　則

（目　的）

第 １ 条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、たすけあいの精神を基調として、佐賀県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図るために、共同募金事業を行うことを目的として、次の事業を行う。

(1)　共同募金に関する広報活動の実施と世論の醸成
(2)　受配者の範囲及び配分予定額の決定
(3)　募金目標額の決定
(4)　募金及び配分の実施並びに寄付金の管理
(5)　受配者に対する配分使途の監査
(6)　受配者指定寄附金の受入れ及び審査
(7)　中央共同募金会において議決した事項の実施
(8)　社会福祉協議会との連絡
(9)　民間社会福祉資金の総合的調整
(10)　その他この法人の目的達成のため必要な事業

（名　称）

第 ２ 条　この法人は、社会福祉法人佐賀県共同募金会という。

（経営の原則）

第 ３ 条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2　この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、地域の福祉課題・生活課題を解決するために、民間社会福祉資金の確保並びに地域住民の社会参加の促進を積極的に進めるものとする。

（事務所の所在地）

第 ４ 条　この法人の事務所を佐賀県佐賀市天神一丁目４番１５号に置く。

第　２　章　　評議員

（評議員の定数）

第 ５ 条　この法人に、評議員１２名以上１５名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第 ６ 条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局職員１名、外部委員３名の合計５名で構成する。

3　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての詳細は、理事会において定める。
4　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
5　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ外部委員の１名以上が賛成することを要する。

（評議員の任期）
第７条　評議員の任期は選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任した評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
3　評議員は第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了または辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）
第８条　評議員の報酬については、これを支給しない。ただし、評議員には費用を弁償することができる。

第３章　評議員会

（構　成）
第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権　限）
第１０条　評議員会は、次に掲げる事項について決議する。
(1)　理事及び監事の選任又は解任
(2)　理事及び監事の報酬等の額
(3)　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
(4)　予算及び事業計画の承認
(5)　計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
(6)　予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
(7)　募金及び配分に関する事項
(8)　定款の変更
(9)　残余財産の処分
(10)　基本財産の処分
(11)　社会福祉充実計画の承認
(12)　その他評議員会で決議するものとして法令又は、この定款で定められた事項

（開　催）
第１１条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招　集）
第１２条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
2　評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議　長）
第１３条　評議員会に議長を置く。
2　議長は、その都度評議員の互選で定める。

（決　議）
第１４条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
(1)　監事の解任
(2)　定款の変更
(3)　その他法令で定められた事項
3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１６条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
4　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第１５条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名は、前項の議事録に記名押印する。

第　４　章　　役員及び職員

（役員の定数）
第１６条　この法人には、次の役員を置く。
(1)　理事　６名以上８名以内
(2)　監事　３名以内
2　理事のうち１名を会長、１名を副会長、１名を常務理事とする。
3　前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法４５条の１６の第２項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）
第１７条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
2　会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）
第１８条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3　常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
4　会長及び常務理事は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第１９条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
2　監事は、理事会に出席し、必要があるときは意見を述べなければならない。
3　監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第２０条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3　理事又は監事は、第１６条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

（役員の解任）
第２１条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
(1)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
(2)　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）
第２２条　役員の報酬については、これを支給しない。ただし、役員には費用を弁償することができる。

（職　員）
第２３条　この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
2　この法人に、事務局長１名を置くほか、職員若干名を置く。
3　事務局長以外の職員は、会長が任免する。

（顧　問）
第２４条　この法人に顧問若干名を置くことができる。

2　顧問は、理事会の推薦を得て、会長が委嘱する
3　顧問は、この法人の業務に関し、会長の諮問に答える。

第　５　章　　部会及び委員会

（部会及び委員会）
第２５条　この法人に部会又は委員会を置くことができる。
2　部会又は委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、或いは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

第　６　章　　理事会

（構　成）
第２６条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権　限）
第２７条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、会長が専決し、これを理事会に報告する。
(1)　この法人の業務執行の決定
(2)　理事の職務の執行の監督
(3)　会長及び副会長、常務理事の選定及び解職

（招　集）
第２８条　理事会は、会長が招集する。
2　会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

（議　長）
第２９条　理事会に議長を置く。
2　議長は、その都度理事の互選で定める。

（決　議）
第３０条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第３１条　理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
2　理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、当該理事会に会長が出席しなかった場合は、出席した理事及び監事が記名押印する。

第　７　章　　配分委員会

（配分委員会）
第３２条　この法人に、社会福祉法第１１５条に規定する配分委員会を置く。

（配分委員会委員の定数）
第３３条　配分委員会の委員は、１３名とする。
2　特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

（配分委員会委員の選任）
第３４条　配分委員会の委員は、民意を公正に代表するものとし、理事会が選任し、会長が委嘱する。

（配分委員の任期）
第３５条　配分委員の任期は２年とする。ただし、補欠の配分委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2　配分委員は、再任することができる。

（その他）
第３６条　関係法令及び定款に定めるもののほか、配分委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第　８　章　　共同募金委員会（支会及び分会）

≪共同募金委員会（支会及び分会）≫
第３７条　この法人は、市町の区域などに、共同募金委員会（支会・分会）を置く。
2　共同募金委員会（支会及び分会）に関する規程は、別に定める。

第 ９ 章　　資産及び会計

（資産の区分）
第３８条　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の２種とする。
2　基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。
(1)　現金　３，０００，０００円
3　その他財産は、基本財産以外の財産とする。
4　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

（基本財産の処分）
第３９条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意を得て、佐賀県知事の承認を得なければならない。

（資産の管理）
第４０条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。
2　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管するものとする。

（事業計画及び収支予算）
第４１条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の議決を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
2　前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第４２条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
(1)　事業報告
(2)　事業報告の附属明細書
(3)　貸借対照表
(4)　収支計算書（資金収支計算書及び事業活動収支計算書）
(5)　貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動収支計算書）の附属明細書
(6)　財産目録
2　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
3　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
(1)　監査報告
(2)　理事及び監事並びに評議員の名簿
(3)　事業の概要等を記載した書類

（会計年度）
第４３条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）
第４４条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）
第４５条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意を得、評議員会の議決を得なければならない。

第１０章　　解　散

（解　散）

第４６条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第４７条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第１１章　　定款の変更

（定款の変更）

第４８条　この定款の変更をしようとするときは、評議員会の決議を得て、佐賀県知事の認可（社会福祉法第４５条の３６の第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を佐賀県知事に届け出なければならない。

第１２章　公告の方法その他

（公告の方法）

第４９条　この法人の公告は、社会福祉法人佐賀県共同募金会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第５０条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則（昭和２７年５月１７日　厚生大臣認可）

本会の設立当初の会長、副会長、常務理事、理事、監事は次のとおりとする。

ただし、本会定款第２章に定める役員が就任するまでとし、その任期は１年以内とする。

会　長	（理事）	大　山　利　八			
副会長	（理事）	松　浦　　茂	副会長	（理事）	高　橋　義　雄
常務理事	（理事）	福　島　　武	理　事		小　林　常　作
理　事		淵　上　春　一	〃		北　村　勝　三
〃		直　塚　虎　市	〃		松　本　義　人
〃		村　岡　英　二	〃		遠　藤　竹之助
〃		橋　口　四　郎	〃		田　口　芳　一
〃		鶴　　初太郎	〃		中　尾　伊　八
〃		古　賀　マサノ	〃		下　村　政　六

〃	畑　道好		
監　事	松　永　善　九	監事	今　泉　隆　宣
〃	野　中　秀　次	〃	小　田　千　秋

附　則（昭和２９年７月３１日　厚生大臣認可）

この定款改正は、監督官庁の認可の日より施行する。

附　則（昭和３０年３月２９日　厚生大臣認可）

この定款改正は、監督官庁の認可の日より施行する。

附　則（昭和３２年１１月２８日　厚生大臣認可）

この定款改正は、監督官庁の認可の日より施行する。

附　則（昭和３５年１月２１日　厚生大臣認可）

この定款改正は、監督官庁の認可の日より施行する。

附　則（昭和４８年１１月２２日　厚生大臣認可）

この定款改正は、厚生大臣の認可のあった日から施行する。

附　則（昭和６３年１０月１日　知事認可）

この定款改正は、知事の変更認可のあった日から施行する。

附　則（平成４年９月９日　知事認可）

この定款改正は、知事の変更認可のあった日から施行する。

附　則（平成８年１月３０日　知事認可）

この定款改正は、知事の変更認可のあった日から施行する。

附　則（平成１０年５月１２日　知事認可）

この定款改正は、知事の変更認可のあった日から施行する。

附　則（平成１３年７月２３日　知事認可）

この定款改正は、知事の変更認可のあった日から施行する。

附　則（平成１４年５月２１日　知事認可）

この定款改正は、知事の変更認可のあった日から施行する。

附　則（平成１７年３月３１日　知事認可）

この定款の改正は、知事の変更認可のあった日から施行する。ただし、第５条、第１４条の規定については、平成１７年６月１日から施行する。

附　則（平成１８年５月１８日　知事認可）

この定款の改正は、佐賀県知事の変更認可のあった日から施行する。

附　則（平成２９年１月１６日　知事認可）

この定款の改正は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（令和５年１０月２４日　佐賀県届出）

この定款の改正は、令和５年７月１８日から施行する。